

エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準の制定に関するパブリックコメントの結果と考え方について

- 実施期間：平成24年10月9日から平成24年11月7日
- 告知方法：電子政府の総合窓口のホームページ
- 意見提出方法：電子メール、FAX、郵送
- 意見数：71件（意見総数：750件）

注意：ご意見の全体像が把握できるように、代表的なご意見を抽出し、整理しております。  
 なお、紙面の都合上、表現については簡素化しております。

寄せられたご意見の概要	経済産業省及び、国土交通省の考え方
<b>I 建築主等の判断の基準</b>	
<b>1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準</b>	
<p>現行の省エネ基準における設計・施工指針と同様に、仕様により基準を達成する方法も示すべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、今後、基準を達成する外皮と設備の仕様例を示せるよう、検討を進めて参ります。</p>
<p>外皮性能はより高く設定すべきではないか。</p>	<p>現行の省エネ基準の達成状況等も踏まえ、外皮性能を現行の省エネ基準レベルで設定しております。</p>
<p>外皮性能の計算は、簡易に計算できるようにすべき。</p>	<p>ご指摘も踏まえ、簡易計算ツール等を整備していく予定です。</p>
<p>熱交換型換気設備を設置する場合の外皮平均熱貫流率の緩和、又は、熱交換型換気設備導入による効果を按分した上での外皮平均熱貫流率の基準値の設定をすべきではないか。</p>	<p>外皮基準は、温熱環境の確保の観点から設定しており、換気による熱損失は評価対象としておりません。なお、熱交換換気については一次エネルギー消費量の基準において評価することとしております。</p>
<p>プランによっては一部が無断熱でも適合できる場合が考えられるため、部位ごとの最低基準を定めてほしい。</p>	<p>温熱環境の確保の観点から、現行の省エネ基準と同様に、住宅全体での断熱性能による指標を設けております。今後、設計者向けの説明会等において、適切な断熱性能の確保に関し情報提供を行ってまいります。</p>
<p>蒸暑地でも、適切な通風、日射遮蔽措置、断熱性能向上により、冷房負荷低減効果があるため、8地域も断熱性の基準値を設けるべき。</p>	<p>8地域においても、日射遮蔽性能に関する基準は設けており、その基準を達成するために一定の断熱性能が必要となっています。また、適切な通風については、一次エネルギー消費量基</p>

	準において、評価することが可能となっています。
地域の気候風土に応じた住まいづくりや伝統工法も考慮した基準とすべきではないか。	地域の気候風土に応じた住まいづくりや伝統的な工法の住宅にも配慮すべく、告示案において、地域の気候及び風土に応じた住まいづくりの観点から所管行政庁が認めた場合には外皮基準を適用除外とできる規定を設けております。
基準において、蓄熱性を持つ土壁や、高い床下、深い庇、風の通り抜けやすい大きな開口部、縁側や玄関などの緩衝空間も評価すべきではないか。	告示に基づく一次エネルギー消費量の計算プログラムにおいても、一定の蓄熱や通風の省エネ効果が評価される予定です。ご指摘も踏まえ、今後も検討を進めてまいります。
土壁住宅などの伝統的木造住宅においては、断熱材を入れることが難しいため、外皮基準を除外する項目を明示すべきではないか。	「地域の気候及び風土に応じた住まい」には、土壁住宅などの伝統的木造住宅が含まれるものと考えており、所管行政庁に対する技術的助言等において、その旨を明示していく予定です。
伝統的木造住宅などで設備に頼らない住まい方をしている人が不利にならないようなくみとすべき。	ご指摘のとおり、住まい方によってエネルギー消費量は大きく異なる面があります。しかしながら、住宅の設計段階において、住まい方を確定させることは困難であることや、住まい手が代わる可能性があることから、標準的な住まい方を前提として、エネルギー消費量を計算することとしております。建築設計等により、設備に頼らない生活を可能とする工夫については、今後も評価方法を検討してまいります。
伝統的木造住宅の省エネ基準の義務化のあり方については実務者の意見も聞いて検討を進めるべき。	ご指摘も踏まえ、実務者の方々の意見も伺いながら、伝統的木造住宅の省エネ基準の義務化のあり方について検討を進めていく予定です。
5～7地域の外皮平均熱貫流率が同じなのはおかしいのでは	外皮の熱性能に関する基準は、現行の省エネ基準達成状況も踏

ないか。	まえ、現行の省エネ基準相当の水準を求めるとしております。なお、伝統的な木造住宅については、その評価方法について、今後も検討を進めることとしております。
最低限必要な気密性能を確保することは、省エネルギー、内部結露の防止、計画換気の確保などの点で極めて重要であり、気密性に関する基準を設けるべきではないか。	ご指摘のとおり、気密性能の確保は重要であると考えており、所管行政庁や設計者等に対し、気密性能の確保が重要である旨の情報提供を行ってまいります。
PAL 計算法は従来そのままと考えて良いか。	従来と変更はありません。
PAL 算定用プログラムを用意すべき。	PAL については、これまでも省エネ法に基づく届出等において長く使用されている基準であり、PAL 計算用のプログラムの整備は予定しておりません。
非住宅の仕様基準（ポイント法、簡易ポイント法）を残してほしい。	ご指摘も踏まえ、非住宅建築物の一次エネルギー消費量の簡易な評価方法についても、今後、検討してまいります。
共同住宅の下層階に物販店舗や病院などがある場合の外皮基準（PAL）は、それぞれ別に算出し、建物用途ごとの基準値に適合させる必要があると考えて良いのか。	ご指摘のとおりです。
外皮の熱性能の評価は、空調設備の一次エネルギー消費量を計算する際考慮され、また、作業量も増えることから外皮基準はなくすべき。	非住宅建築物においても外皮の熱性能の確保が重要とのご指摘を踏まえ、PAL を外皮基準として残すこととしております。なお、一次エネルギー消費量の基準との整合も勘案して、PAL に代わる外皮の評価方法の検討も進めてまいります。
非住宅についても住宅の外皮評価方法（外皮平均熱貫流率、平均日射熱取得率）のような評価指標を設けるべきではないのか。	ご指摘も踏まえ、PAL に代わる外皮の評価方法についても検討を進めてまいります。

PAL 計算と一次エネルギー消費量計算で地域区分、用途区分、物性値などの整合性をとるべきではないのか。	ご指摘も踏まえて、外皮の熱性能の評価方法について検討を進めてまいります。
<b>2 一次エネルギー消費量に関する基準</b>	
一次エネルギーの計算方法、算出根拠等について、解説書や講習会で説明すべきではないか。	ご指摘も踏まえ、一次エネルギー消費量の計算方法、算定根拠等については、今後、解説書等を整備してまいります。
一次エネルギー消費量を指標として建物全体の省エネ性能を評価する基準になると、外皮や個別設備のいずれがどの程度の省エネ性能を満たすものであるのかが分かりにくくなり、省エネ性能の劣る外皮や個別設備の導入を許容することもないとは言えないため、外皮の断熱性と個別設備ごとの省エネ性能はそれぞれ別々に評価し、表示すべきではないか。	一次エネルギー消費量を指標として建物全体の省エネ性能を評価することにより、エネルギー消費量の多い設備に係る対策を重点的に行うなど、室用途やエネルギー負荷に応じたより効果的な省エネ対策を促すことができると考えています。
日射の取得や遮蔽について、一次エネルギー消費量の算定において評価すべき。	ご指摘のとおり、日射の取得や遮蔽が考慮できる評価方法としています。
省エネ法では、外壁、窓等の断熱性能と建築設備(省エネ法施行令第14条で定められている1.空気調和設備その他の機械換気設備、2.照明設備、3.給湯設備、4.昇降機)の効率性が評価対象であるため、「自家消費相当分」全てではなく、「家電等の分」を除いた、「これらの建築設備で消費される分のみ」を評価すべきではないか。	再生可能エネルギーの発電量に対して、家電等と空気調和設備等への供給割合の算出は困難なため、家電等の消費量を含めて評価することとしています。なお、基準値と設計値に同じ値を用いているため、評価に大きな影響はないと考えています。
新たな省エネ機器や効率化手法(自然換気を含む)の効果を一次エネルギー消費量に評価すべき。	ご指摘も踏まえ、定量的評価方法が確立された段階で、一次エネルギー消費量の評価に反映させる方向で検討してまいります。
一次エネルギー消費量の単位が単位1年につきメガジュールであるが、実生活をモデル化したの計算であるので、メガジュール単位まで詳細に	一般的に、現在の住戸における一次エネルギー消費量は、数十ギガジュールとなると考えており、基準一次エネルギーをギガジュール単位とし

<p>求める意味がなく、最終的な値の単位としてはギガジュールでよいのではないか。</p>	<p>た場合、設計値と基準値が近傍になった場合の影響が大きくと考えております。ご指摘も踏まえ、10分の1ギガジュール単位とする方向で検討いたします。</p>
<p>ただし書きに記載された特別な調査又は研究の結果に基づき、基準一次エネルギー消費量や設計一次エネルギー消費量の算定が可能な具体的な方法を明示すべき。</p>	<p>ご指摘のとおり、定量的評価が困難な技術や新技術の特別な評価の例を今後お示ししていく予定です。</p>
<p>建築物内における運用時のエネルギー消費量ではなく、その建築物について、製造・運搬・燃料確保の段階および廃棄物の処理の段階までトータルでのエネルギー消費量を評価すべきではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、住宅・建築物のライフサイクルを通じたエネルギー消費量やCO2排出量の削減は重要な課題と認識しております。今後のデータや知見の蓄積を踏まえ、将来的に検討を進めていくべき課題であると考えております。</p>
<p>その他の一次エネルギー消費量について、住まい方、住む人数により変化する家電は、評価の対象外とすべきではないか。</p>	<p>再生可能エネルギーの発電量のうち、自家消費分についてのみ一次エネルギー消費量の算定に用いることとしており、具体的には、家電などのその他の一次エネルギー消費量を加えています。基準値と設計値に同じ値を用いているため、評価に大きな影響はないこと、及び自家消費分を建築設備とその他に区分することは困難であると考えています。</p>
<p>ESW(給湯設備の基準一次エネルギー消費量)を床面積の広さで決めるのではなく、給湯の消費が多い入浴を考慮して、居住者数に応じたエネルギー消費量とすべき。</p>	<p>居住後も変化し得る居住人数は、設計段階では確定できないため、統計に基づく居住者あたりの床面積を参考に床面積に応じて一般的に想定される居住人数を想定して給湯基準一次エネルギー消費量を設定しております。</p>
<p>暖房設備による一次エネルギー消費量の算出において、こたつや開放型石油ストーブの利用を考慮すべき。</p>	<p>ご指摘にあるような建築設備でない器具については、設計時点では把握できないため、対象外としています。</p>
<p>冷房設備を設置しない場合は、設計一次エネルギー消費量の冷房用エ</p>	<p>一般的に、竣工後にエアコン等を設置するような場合も考えられること</p>

<p>エネルギー消費量は無い(ゼロ)とする評価すべきではないか。</p>	<p>から、当初設置しない場合であっても設備の設置を評価する方法としております。</p>
<p>新築時に照明器具を設置しない場合、白熱灯を含んだものとして、設計値を算出する過剰な評価は見直すべき。</p>	<p>設計段階で特定できない場合は、白熱灯も設置される可能性があるため、白熱灯も含んだものとして算定することが妥当であると考えております。</p>
<p>熱交換換気設備の利用において、優劣により省エネ効果が適正に評価されるべき。</p>	<p>ご指摘の詳細が不明ですが、現行の熱交換効率の評価方法による評価値と実態性能との関係が必ずしも明確でないため、告示では、熱交換効率に係らず評価を行うこととしております。今後、必要に応じて検討してまいります。</p>
<p>熱交換型換気について、日本ではどの地域においても一定の熱回収効果があり、特に全熱交換の場合、冬期の暖房・加湿負荷の低減だけではなく、夏期の冷房・除湿負荷低減効果も期待できるため、特定地域(1a～4b)の全館空調の暖房部分にのみ評価するのではなく、各地域別に通年での熱交換の効果の評価してもよいのではないか。</p>	<p>熱交換型換気については、各地域別に通年での効果の評価することとしております。なお、寒冷地及び温暖地で全館連続方式にて暖冷房を行う場合に比べて、比較的温暖な地域等で部分間欠方式にて暖冷房を行う場合に、全熱交換換気設備を適用して削減できる熱負荷は限定的であると考えられます。</p>
<p>未処理暖房負荷は各地域の標準の暖房設備(標準の効率のもの)で処理して評価がなされるべき(未処理暖房負荷の係数の評価が低すぎる)。</p>	<p>未処理暖房負荷については、設計時点では、どのような方法により対応するのか不明であり、標準的な暖房設備によると仮定した場合、実際には設備を設置するケースであっても、有利な場合には設置しないとして計算するケースが出てきてしまう可能性があるため、低めの性能を用いて計算することとしています。</p>
<p>太陽熱利用給湯設備の利用において、太陽熱は給湯だけでなく、暖房、冷房にも利用可能であることを明示すべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、告示における暖房の設計エネルギー消費量の算出において太陽熱を考慮できる旨を明示いたします。冷房につきましては、評価方法に関する知見が十分でないため、評価手法が確立した段階で</p>

	対応を検討してまいります。
エネルギー利用効率化設備は、消費電力量の削減分以外に、熱負荷の削減なども考慮すべき。	告示では、太陽熱利用やコージェネレーションによる給湯負荷の削減など、エネルギー利用効率化設備による熱負荷の削減も考慮することとしております。ご指摘を踏まえ、告示にその旨を明記いたします。
エネルギー利用効率化設備については、燃料電池を含むコージェネレーション設備について考慮すべきではないか。	エネルギー利用効率化設備については、燃料電池を含むコージェネレーション設備も考慮されており、今後、解説書等により説明をしてまいります。
バイオマスエネルギーや地中熱エネルギーなど、化石燃料や電力を用いない再生可能エネルギー熱の利用を考慮すべき。	ご指摘を踏まえ定量的評価が確立した段階で一次エネルギー消費量による評価方法に反映させていくことを検討したいと考えております。
建築物におけるエネルギーの消費量全てを評価するのであれば、住宅においても、太陽光発電の評価は自家消費分のみでなく売電分も含めた総発電量で評価すべきではないか。	太陽光発電量については、当該住宅・建築物における化石燃料の使用量の削減に資する分を評価する観点から、自家消費相当分のみを評価することとしており、建築物においても、売電を行う場合には太陽光発電量を評価しないこととしております。
共同住宅の住棟全体の評価において、界壁、界床の熱貫流をゼロにすべきではないか。 (界壁、界床で接する二つの住宅のそれぞれの熱貫流を消費エネルギーとして考慮することになり、実際よりも消費エネルギーを過大に評価することになる。)	ご指摘のとおり、エネルギー消費量基準で界壁等での熱損失を考慮すると過大に評価する可能性があるため、一次エネルギー消費量の評価において、界壁等での熱貫流は考慮しない予定です。
小規模な共同住宅等の共用部のエネルギー消費量が小さいものについては、申請・審査の簡素化の観点から、共用部分について、簡易な計算を導入すべき。	ご指摘を踏まえ、小規模な共同住宅等の共用部分のエネルギー消費量に関し、今後、簡易に計算ができるよう検討を進めてまいります。
共同住宅等において、屋上などの共用部に太陽光発電装置を設置し、	ご指摘も踏まえ、共同住宅において太陽光発電設備を設置し、その電

<p>発電電力を専用部、共用部の双方で使用する場合各戸への供給量、専用部と共用部の供給割合を勘案すべき。</p>	<p>力を共用部及び専有部に供給する場合の評価方法を検討してまいります。</p>
<p>店舗併用住宅などの小規模な住宅と非住宅の複合建築物については、住宅と非住宅が熱的に完全に同一空間のものと考えられるため、住宅の基準を適用してもよいのではないかと。</p>	<p>店舗の一次エネルギー消費量の算定に住宅の基準を用いることは難しいと考えております。ただし、外皮の熱性能に関する基準においては、ご指摘も踏まえ小規模な複合建築物のうち、非住宅部分の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>未満のものについては、建築物の実態を踏まえ、住宅の外皮基準を適用できることといたします。</p>
<p>既存建築物の改修においては、取り得る省エネ対策が限られることから、それを考慮した基準一次エネルギー消費量を設定すべき。</p>	<p>省エネ基準においては、改修した部分以外は標準的な性能であるとの前提を置いて一次エネルギー消費量を計算できることとする予定です。なお、ご指摘も踏まえ、当面の間、計算に必要となる負担やコストも考慮し、改修の場合には、従前の基準(PAL/CEC)によることができることといたします。</p>
<p>一次エネルギー消費量の基準値及び設計値の算出において、特に件数が膨大である中小規模建築物に関する作業負担を軽減の観点から、簡易法による算定を可能にすべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、検討を進めて参ります。</p>
<p>申請者の作業負担低減の観点から、ポイント法のような簡便な簡易評価等も使用可能とすべき。</p>	<p>ご指摘も踏まえ、適用対象も含め、簡易評価方法を検討してまいります。</p>
<p>基準に設定されている室用途から、選択ができない室用途が発生すると思われるため、新たに室設定ができる方法(例えば、他の建物用途から選択し、さらに時間設定や負荷密度等の設定変更を可能とするなど)を検討すべき。</p>	<p>告示は、従前の建物用途ごとの基準値からなる省エネ基準と比べ、大幅に選択できる用途の種類を増やし、実態に即した基準値が適用できるようになっております。現時点においては、審査に係るコストやデータの制約などの観点から、告示の室用途の数を設定しておりますが、選択に迷う室用途に関しては、どの室用途区分に該当するかを分類した対</p>

	<p>応表の公開等により対応することを検討しております。なお、別表第3の充実については必要に応じて検討を進めてまいります。</p>
<p>基準消費量と設計消費量を比較する方式では、大型建築物などでは一次エネルギー消費量の基準値が大きく、エネルギー消費量の抑制にはならないため、絶対量で一定の基準以下のみとすることも考えるべき。</p>	<p>建物規模は用途やニーズに従って決定されるため、絶対量ではなく、床面積当たりのエネルギー消費量を求め、それを抑制する方法が適切と考えております。</p>
<p>採用する空気調和設備の傾向が異なる、大規模建築物と中小規模建築物を分けて基準化するべき。</p>	<p>一般的に個別空調方式がエネルギー消費量が少ないのに対し、エネルギー消費量の多い中央空調方式は温湿度制御など良好な室内環境の確保に利点があると考えております。</p> <p>エネルギー消費の削減を目的としている基準のため、空調方式の違いはあっても同じレベルの省エネ性能を求めるとしてはありますが、上記のような観点も踏まえ、中央空調方式の場合であっても、一定の制御方法の導入などの現実的な省エネ努力を行うことにより達成可能な水準に設定しているところです。</p>
<p>空調方式は、立地場所や用途・業態等の固有の事情による建築設備の選択肢の制約があり、特定の設備に基づく基準一次エネルギー消費量を達成することが困難な場合もあるため、当該建築物の固有の状況に応じた適切な配慮が必要であるべき。</p>	<p>省エネ措置の届出を受けた所管行政庁は、省エネ措置が著しく不十分な場合に、指示や勧告等を行うこととなっております。ご指摘も踏まえ、著しく不十分であるかどうかの判断の際に、設備の選択の制約なども考慮するよう、所管行政庁に情報を提供する予定です。また、省エネルギー基準の適合義務化に向けて、見直し後の省エネルギー基準の施行状況も踏まえつつ、検討を進めていきたいと考えています。</p>
<p>テナントビルの設計スペックは、入居テナントの人員数、レイアウトや設備負荷に柔軟に対応できるよう、平均的な負荷想定より高い水準で設計する必要があるため、基準値を超過する設計を行う場合の配慮が必</p>	<p>ご指摘も踏まえ、テナントビルの設計実態等に関するデータや知見が蓄積された段階で、検討を進めてまいります。</p>

要となるが、考慮して欲しい。	
別表第6において、電気の量を熱量に換算する係数について、省エネ法施行規則第4条第3項及び別表第3と整合をとるべき。【別表第6】「1キロワット時につき 9,760 キロジュール」を用いるのが原則であり、「昼間は1キロワット時につき 9,970 キロジュール、夜間は1キロワット時につき 9,280 キロジュール」【省エネ法施行規則第4条第3項及び別表第3】「昼間は1キロワット時につき 9,970 キロジュール、夜間は1キロワット時につき 9,280 キロジュール」が原則であり、それ以外の電気については、「1キロワット時につき 9,760 キロジュール」	エネルギー消費量は使い方によっても大きく異なりますが、住宅・建築物の省エネ性能の評価にあたっては、使い方まで含めて評価することは困難であることから、標準的な使い方を想定して仮想のエネルギー消費量を算定する仕組みとなっております。基準値を算定する際の一次エネルギー消費係数についても、同様に標準的な値として設定しているところです。
他人から供給された熱の一次エネルギー換算係数について、1.36kJ/kJとなっているが、熱供給プラント効率は、需要家側(建築物側)で改善できないため、地域熱供給から受ける熱は、当該建築物における空調や給湯の基準値とするか、現行の省エネ法の定期報告書記入要領と同様、熱供給のその区域の実績値を用いることを可能にすべき。	ご指摘のとおり、熱供給の拠点ごとの実績値等で適切と認められるものを求めることができる場合は、当該係数を適用できることといたします。
2-2の基準一次エネルギー消費量の算定方法において、「fprim:別表第6に掲げる電気の量」を適用する場合とそうでない場合があり、矛盾が生じるため、すべてにおいて、適用すべき。	ご指摘を踏まえ、告示における基準値の表現方法を統一いたしました。
<b>II 制度全般、その他</b>	
外皮基準に関する簡易計算ツールを整備すべき。	ご指摘も踏まえ、外皮性能の計算ツールを整備することとしております。
一次エネルギー消費量計算ツールは低炭素建築物の認定基準と省エネ基準で同様のツールを使用できるようにし、申請者の	ご指摘を踏まえ、ツールの整備を進めて参ります。

負担削減を図るべき。	
一次エネルギー消費量による評価結果の表示方法は「GJ」では一般消費者だけでなく、中小工務店、大工も理解しづらいため、容易に理解できる指標やラベリングの検討していただきたい。	ご指摘を踏まえ、一次エネルギー消費量による評価結果の一般消費者にとって理解しやすい情報提供のあり方について、関連団体と連携して検討してまいりたいと考えております。
一次エネルギーの計算方法、算定根拠について、解説書や講習会で公開すべき。	一次エネルギー消費量の計算方法、算定根拠については、今後、解説書等により説明してまいります。
300㎡以上の省エネ措置の届出を行う場合の、設備仕様の届出の期限や制度について融通の効く運用としてほしい。	ご意見も踏まえ、適切な制度運用を検討して参ります。
省エネ措置の届出に関する新基準への移行措置について、十分な期間を設けていただきたい。	省エネ措置の届出については、施行より1年間、従来の基準によることができることとしております。
住宅建築部門でのエネルギー消費量増加原因である、家電のエネルギー消費を抑えることを先決すべき。	基準においては、空気調和設備、その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機を対象としており、家電については、別途、家電トップランナー制度等により省エネ化を図っております。
省エネ化を推進するためにも、仕様の選択等による省エネ基準達成可能な仕様例を示してほしい。	ご指摘も踏まえ、基準達成可能な仕様の組み合わせ例などの作成を検討して参ります。
住宅性能表示制度の評価方法基準に規定する「5-1 省エネルギー対策等級」等においては、今回改正予定の省エネ法に基づく告示を引用しており基準改正が必要と考える。	ご指摘のとおり、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「住宅性能表示基準」及び「評価方法基準」の両告示においては、今回改正予定の告示を引用している部分があり、今後、社会資本整備審議会等の議論を踏まえた上で、平成25年度の告示改正を予定しております。なお、それまでの間、従来どおりの取扱いが可能となるよう平成24年度中に形式改正は

	別途行う予定としております。
技術力に劣るなど、対応力が不足する中小事業者に対して、制度普及促進の観点から普及補助策、講習会などの技術的支援制度などの配慮をすべき。	現在、中小事業者を対象として、中小工務店・大工の省エネ設計・施工技術修得支援を行っているところであり、ご意見も踏まえ、引き続き、支援を検討してまいります。
審査を行う所管行政庁毎に判断基準や、求める申請資料に相違が出ないよう、技術的助言等で対応してほしい。	告示の考え方など詳細部分の扱いについては、技術的助言や解説書等を用いてお示ししていくこととしております。
電力ピークカットに寄与する機器について、評価できるように設計一次エネルギー消費量の算定方法を見直すべき。	告示では、設計一次エネルギー消費量については、昼間と夜間の電力の一次エネルギー換算係数を用いた計算も可能としております。
現行の省エネ基準では、ポイント法、簡易ポイント法やBEST省エネ計画書支援ツールなどの仕組みがあるので、このような簡易な評価要領に相当するものを検討してほしい。	ご指摘も踏まえ、簡易な評価ができるよう整備を検討してまいります。
基準値の水準について、詳細な実態調査などにより、今後より適切な水準に変更できるよう、または適切な室用途等を追加設定できるよう、基準値を柔軟に見直すことの記述をすべき。	水準の設定について、状況の変化等必要に応じて対応していくことはあると考えております。
新省エネ基準とゼロエネルギー建築・住宅レベルの間に、ロードマップに沿った段階的な誘導基準を設定しても良いのではないか。	低炭素建築物の認定基準は、見直し後の省エネ基準と比べ、マイナス10%以上となる水準になる誘導基準として設定することとしております。